

各機関におけるこれまでの障害者差別解消法に係る取り組みについて

1 各機関における差別解消や合理的配慮の取り組みについて

○具体的な取組

分類	所属機関	内 容
行政機関	保護観察所	・医療観察制度の対象となる人の能才的制約（知的障害）に応じ、本制度を説明するにあたり、専用のパンフレット（漢字にふりがな付、イラスト多め）を使用している。
	振興局健康推進課	・来庁者用の車椅子、筆談対応のノートの設置 ・新採用職員への合理的配慮に係る研修
	振興局社会福祉課	○障害者差別解消法道民フォーラムの開催 北海道では、毎年、「障がいのある人もない人も、ともに北海道で暮らす」のスローガンの基、民間事業者の合理的配慮の義務化や障がいのある方やない方にとっての暮らしやすい地域づくりの推進等について「道民フォーラム」により広報周知している。（全道各地において持ち回りで開催しており、本年度は、札幌市、北見市で開催。当局管内では、令和4年11月5日、釧路市観光国際交流センターにおいて北海道・釧路市共催で開催。） ○障害者差別解消支援地域協議会（釧路圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会併催）の開催 管内官公庁、民間事業者、障がい事業所、事業所利用者、利用者家族等を対象に取組事例や要望意見等の調査を実施し、資料化するとともに、今後の方針等について協議。 ○「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック（職員対応要領）」の改訂 令和6年4月の障害者差別解消法の一部改正に伴い、北海道の職員対応要領を改訂した。 ○新規採用職員に対する採用時研修の際、道条例や解消法の概要、合理的配慮の事例等を説明し、職員の理解促進を図っている。
	釧路地方検察庁	・障害者雇用枠にて採用した職員に対し、定期的な面談を行うなどして合理的配慮について検討し実行している。 ・耳の遠い来庁者に対して、対話支援機器を活用している。
	釧路市障がい者虐待防止センター	社内研修にて、当事者の方とともに働くうえでの関わりについて行っている。

福祉に関する事業所等	地域生活定着支援センター	口頭だけ説明するのではなく、視覚的にわかりやすいように、写真やパンフレットを利用する。
	釧路圏障がい者自立支援施設協議会	加入施設が障がい者の事業所のため、さまざまな場面で日々取り組んでいる。
	基幹相談支援センター	各障害特性に応じた相談対応を行っている。
	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん	<ul style="list-style-type: none"> ・現在雇用している障がいのある従業員に対しての合理的配慮の提供と従業員への対応共有のための説明 ・利用される障がい者の方に応じて、面談場面での配慮、理解促進のための配慮の提供
事業者	北海道旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー講習会の実施（2024年10月開催） ・北海道運輸局（釧路運輸支局）にご協力をいただき、駅社員・車掌向けの講習会を開催。 ・障害者差別解消法や接客ガイドラインに関する講義、車いす介助や視覚障害をお持ちの方への補助方について指導。 ○「高齢者障害者等用施設等の適正利用」に関するポスターの駅での掲出（2024年11月30日から）
	くしろバス株式会社	ヘルプマークポスターの路線バス車内及び待合室への掲示 車いすで路線バス乗車を想定した社内研修の実施
	阿寒バス株式会社	路線バスの車両は、車いす利用者や高齢者が利用しやすいように、スロープ付きノンステップバス車両を導入している。
	株式会社福原釧路地区本部	目や手足の不自由な方に対し、お買物された商品を精算時に袋に詰める。 お買物された商品を自家用車まで運ぶ。
障がい当事者	北海道難病連釧路支部	活動時、会場や時間帯など参加しやすいように配慮している。 特に身障用トイレのある会場は必須。
	オフィスきらり	<ul style="list-style-type: none"> ・個別で相談を行っている ・精神保健福祉士がおり、ケアをしているため安心感がある。 ・制度に併せて管理栄養士がつき、食事の面で栄養バランスの良いメニューを提供している
市	社会援護課	受付にヒアリンググループを設置
教育	教育支援課	各学校において、UDLの視点をもとにした授業づくりを進めているほか、特別支援学級と通常の学級における交流及び共同学習の実施等、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいる。

2 合理的配慮の具体的提供事例について（令和6年度）

○合理的配慮に関する相談や実際に対応した事例の内容について

分類	相談内容	対応
行政機関	【保護観察所】 裁判所からの依頼で本制度の対象となる人の生活環境を調査	（ふりがな・イラスト多めの）パンフレットを使用した
	【振興局社会福祉課】 納税や減免等の各種の相談対応（窓口での対応）	聴覚障がいのある方が、納税や減免、サービス利用等に係る相談で来訪した際、複数の職員で対応、手話通訳者の同席、個室での筆談対応を実施。
福祉に関する事業所等	【基幹相談支援センター】 専門学校を休学中の生徒の復学相談。	復学に向けて定期的な相談対応、学校に合理的配慮を求めるための情報提供、本人と保護者、学校との面談の場に同席。新年度より復学を予定。
	【くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん】 利用者の方から就職先での業務遂行に関する配慮、職務内容、職場環境の配慮、通院確保の配慮、対人対応での配慮など	雇用主と利用者それぞれの特性とそれに合った対応方法を伝え、合理的配慮として対応を求めた。提供するのに工夫を要するや周囲の理解が必要な場合においては、人的サポートとしてジョブコーチを、派遣するなど継続的に対応した。
当事者	【北海道難病連釧路支部】 難聴の方の要約筆記の活用について	イベントで体験を話してもらい、広く要約筆記をPRしていただいた
	【北海道難病連釧路支部】 釧路市立病院の改修工事に伴う駐車場の不便さについて	釧路市に要望書を提出
	【オフィスきらり】 相談の内容としては、文字を書くのが難しい。	代筆を行う
	【オフィスきらり】 メンバーに一人ひとりの特性がある。	メンバーの特性に対して生活しやすい環境を整える
教育	【教育支援課】 （日常的に）子供の心身の状況、学習状況、生活状況等を踏まえた対応について	（日常的に）子供と保護者の希望を整理し、個別の教育支援計画「マリーモ」の作成、更新等を行い、個の教育的ニーズに即した教育環境の提供に努めている。 例）支援員の配置、肢体不自由児童生徒の学びの場の調整、交流及び共同学習の持ち方の工夫、個の学習状況に応じた指導方法の工夫等